

コロナウイルスワクチンの予防接種を生徒が実施する際の学校での取扱いについて

教保第 6 2 3 号(令和 3 年 6 月 2 5 日付)にて生徒がコロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける際、学校の対応について示されました。生徒が予防接種を受ける場合、学校においては下記の対応を行います

1 コロナウイルスワクチンの予防接種に伴う出欠等の取扱いについて

(1) 生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合

ワクチン接種は、生徒又は保護者の責任に期すことができない事由で学校を休む場合と考え、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としない取扱いを行う。

(2) 生徒に副反応が出た場合

接種後、生徒に発熱等の副反応症状が見られるときには、学校保健安全法第 1 9 条の規定に基づき出席停止とする（欠席としない取扱い）。

2 コロナウイルスワクチンの予防接種に伴う留意点について

学校では、ワクチン接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることがないように以下のように対応します。

- (1) ワクチン接種は生徒及び保護者の判断で行われるものであり、その判断を尊重します
- (2) ワクチン接種を強制しません
- (3) 学校行事を行う条件としてワクチン接種を求めることはありません